# 合併協定書

平成16年3月26日

宇 部 市

楠町

宇部市及び厚狭郡楠町(以下「両市町」という。)は、両市町の合併に関し、事前に確認すべき内容について、宇部市・楠町合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

## 1 合併の方式

厚狭郡楠町を廃止し、その区域を宇部市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成16年11月1日とする。

# 3 市の名称

市の名称は「宇部市」とする。

## 4 市の事務所の位置

市の事務所の位置は、現字部市役所の位置とする。

## 5 財産及び公の施設の取扱い

楠町の所有する財産及び公の施設は、すべて宇部市に引き継ぐものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 楠町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、宇部市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 在任特例適用期間中における議員報酬は、現行のままとする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) 第34条第2項の規定を適用し、平成17年7月19日まで両市町に設置されて いるそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとし、平成17年7月20 日に統合する。
- (2) 統合までの農業委員会委員の報酬は、それぞれの農業委員会委員の現行報酬額とする。

## 8 地方税の取扱い

地方税は、平成17年度から宇部市の制度に統一する。ただし、

- (1) 個人市民税の均等割については、国の税制改正に伴う税率区分の廃止が行われない限り、平成19年度まで不均一課税を実施する。
- (2) 過疎地域における固定資産税の課税免除制度については、引き続き楠地域において平成23年度まで実施する。
- (3) 都市計画税については、楠地域について平成19年度まで課税しない。

#### 9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 楠町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇部市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、両市町の長が別に協議して定める。
- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

## 10 地域審議会

- (1) 楠町の区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第 5条の4に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

## 11 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 楠町の常勤の特別職の職員(町長、助役)及び教育長の身分の取り扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
- (2) 楠町の非常勤の特別職の職員の身分の取り扱いについては、それぞれの職の 設置意義を検討し、必要な調整を行うものとする。

## 12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、宇部市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務 事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとす る。

## 13 行政組織及び機構の取扱い

- (1) 管理部門等の統合や各事務事業の調整内容を考慮し、楠町の組織の再編・見直しを行った上で、合併後の事務を円滑に執行するため、現楠町役場を新市の総合支所(部相当の組織とし、課及び係を下部組織として設置する。)として位置付ける。
- (2) 出張所等の窓口サービスが低下しないよう十分配慮する。

## 14 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合については、次のとおり調整する。

養護老人ホーム長生園組合、小野田・楠清掃施設組合、厚狭郡共立斎場組合及び山陽地区消防組合については、関係機関との協議を踏まえ、新市移行までに調整する。

山口県市町村災害基金組合については、楠町は合併の日の前日をもって脱退 し、引き続き新市として新市全区域を対象に加入する。

山口県自治会館管理組合については、楠町は合併の日の前日をもって脱退し、 平成17年4月1日に新市として加入する。

山口県市町村消防団員補償等組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、関係機関との協議を踏まえ、新市移行までに調整する。

山口県市町村職員退職手当組合については、楠町は合併の日の前日をもって 脱退し、新市において事務を行う。

宇部・阿知須公共下水道組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 協議会・共同設置機関については、次のとおり調整する。

宇部小野田広域市町村圏振興整備協議会については、楠町は合併の日の前日をもって脱退し、引き続き新市として加入する。

宇部市・楠町合併協議会については、合併の日の前日をもって廃止する。

厚美地域介護認定審査会については、関係機関との協議を踏まえ、新市移行までに調整する。

山口県市町村公平委員会については、楠町は合併の日の前日をもって脱退し、 新市において事務を行う。

(3) 事務委託については、次のとおり調整する。

宇部市が阿知須町から受託しているごみ処理業務及び消防業務については、 現行のまま、新市に引き継ぐ。

楠町が小野田市に委託しているごみ処理業務については、合併の日の前日をもって事務委託を廃止し、新市において事務を行う。

宇部市が阿知須町から受託している火葬業務については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

# 15 使用料、手数料の取扱い

- (1) 両市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (2)両市町で差異のある使用料及び手数料については、基本的に宇部市の例により 調整するものとする。ただし、

固定資産税の評価・課税に関する証明、火葬場の使用、都市計画に関する証明、地籍調査の各種成果簿・地籍簿等の交付に係る使用料及び手数料については、楠町の例により調整する。

市(町)営墓地の使用、し尿の収集、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可申請に係る使用料及び手数料については、新市移行後、速やかに調整する。

総合福祉会館、市(町)営住宅、スポーツ施設、文化会館に係る使用料については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

農業委員会関係の証明に係る手数料については、新たに制度を創設する。 排水設備指定工事店の指定手数料については、廃止の方向で検討する。

(3) 合併後においても、行財政改革の視点から、随時、見直しを行うものとする。

## 16 公共的団体等の取扱い

(1) 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの 実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

両市町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

(2) 宇部市が設立主体となっている宇部市土地開発公社、宇部市施設管理公社、宇 部市勤労者福祉事業団、宇部市常盤遊園協会及び宇部市体育協会については、現 行のまま新市に引き継ぐ。

## 17 補助金、交付金等の取扱い

(1) 補助金、交付金等の事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点及び行財政改革の視点から調整する。

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力 を得て、統一の方向で調整する

独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、公平性の観点に立ち調整する。

整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

(2) 合併後においても、行財政改革の視点から、随時、見直しを行うものとする。

## 18 町名・字名の取扱い

宇部市の町・字及び楠町の字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

#### 19 慣行の取扱い

- (1) 市章については、宇部市の市章を新市の市章とする。
- (2) 市の木については、「くすのき」を新市の木とする。
- (3) 市の花については、「サルビア」及び「つつじ」を新市の花とする。
- (4) 市民宣言及び各都市宣言については、宇部市の宣言を新市の宣言として継承する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

- (1) 国民健康保険料(税)の賦課徴収に関しては、合併年度はそれぞれの市町の方式で賦課する。また、楠町の被保険者の保険料については、平成17年度から3年間は段階的な不均一賦課とし、平成20年度から保険料を統一する。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関しては、新市移行後、速やかに調整する。

## 21 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、新市移行後も平成17年度末までは現行どおりとし、随時調整する。

- (1) 第2次市町村介護保険事業計画については、旧市町の計画を併合して新市の計画と位置づける。
- (2) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料については、平成17年度末まで旧市町ごとの料金を適用する。
- (3) 家族介護慰労事業については、宇部市の例により調整する。

## 22 消防団の取扱い

- (1) 消防団の組織・区域、報酬等については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。ただし、定員については、平成17年4月1日に見直しを行うとともに、引き続き随時調整する。
- (2) 定年制度については、平成19年4月1日から、団長及び副団長を除き、70 歳に達した年度末までとする。

## 23 各種事務事業の取扱い

## (1) 総務関係事務に関すること

個人情報保護制度及び表彰制度については、宇部市の例により調整する。 選挙における投票区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

バス事業及び不採算バス路線維持補助については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、代替バス運行事業については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

ガス事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

# (2) 企画関係事務に関すること

行政評価、総合計画及び姉妹・友好都市交流については、宇部市の例により新市に引き継ぐ。

過疎計画については、楠地域でのみ存続する。

アクトビレッジおの整備計画については、新市に引き継ぎ、楠地域を含んだ事業展開を行う。

広報、広聴に関することについては、宇部市の例により調整する。 情報公開に関することについては、宇部市の制度を新市に引き継ぐ。

#### (3) 電算システムに関すること

電算システムについては、宇部市の電算システムに統合する。

また、両市町で独自に構築しているネットワークについても統合する。

なお、統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼動できるよう調整するものとする。

# (4) 納税関係事務に関すること

納税関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

収納代理金融機関の楠町指定分については、新市において追加指定する。

口座振替の対象税目等については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、 随時調整する。なお、取扱金融機関等は楠町指定分を追加する。

市・町税の収納に係る郵便振替制度については、現行どおり新市に引き継ぐ。

## (5) コミュニティ推進、防犯関係事務に関すること

市民活動の支援については、宇部市の例により調整する。

交通傷害保険(共済)については、新市移行後、速やかに調整する。

防犯対策事業について、防犯灯の設置支援は宇部市の例により調整し、防犯対策協議会は新市移行後、速やかに調整する。

## (6) 人権推進関係事務に関すること

人権施策及び男女共同参画施策については、宇部市の例により調整する。

## (7) 環境衛生関係事務に関すること

環境衛生関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 ごみの収集体制は、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。 また、収集品目及び収集頻度については、合併後速やかに調整する。

し尿収集に関すること及び一般廃棄物の中継施設等の維持管理に関すること については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

## (8) 福祉関係事務に関すること

福祉関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

地域福祉計画策定に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

心身障害者バス優待乗車証交付事業に関することについては、合併時に実施できるよう調整する。

身体障害者配食サービス事業に関することについては、新市移行後、速やかに 調整する。

緊急通報装置設置事業に関することについては、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

# (9) 高齢者福祉関係事務に関すること

高齢者福祉関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 高齢者デイサービス事業に関すること及び配食サービス事業に関することに ついては、新市移行後、速やかに調整する。

緊急通報システムに関することについては、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

高齢者バス優待乗車助成に関することについては、合併時に実施できるよう調整する。

## (10) 児童福祉関係事務に関すること

児童福祉関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 放課後児童対策事業に関すること(児童クラブ事業)については、新市移行後 も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

保育料に関すること(賦課徴収事務含む。)については、新市移行後、速やか に調整する。

ただし、保育料については、平成16年11月から平成17年3月まで旧市町の徴収金額を継続する。また、楠地域の住民が保育所に入所する場合についてのみ、平成21年度末まで、激変緩和措置を行う。

## (11) 健康推進関係事務に関すること

健康推進関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 幼児健診に関すること、予防接種事業に関すること及び健康診査に関すること については、宇部市の例により平成17年4月1日から実施できるよう調整する。 幼児歯科健診・フッ素塗布に関すること及び腹部超音波検査については、廃止 の方向で調整する。

一次救急に関することついては、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### (12) 商工観光関係事務の取扱いに関すること

商工観光関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 温泉開発に関すること及び伝統的工芸品に関することについては、現行のま ま新市に引き継ぐ。

観光客誘致に関することについては、新市移行後、速やかに調整する。 まつり・イベントに関すること及び企業誘致に関することについては、新市 移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

## (13) 農林水産関係事務の取扱いに関すること

農林水産関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

農業基本構想に関すること、農業振興地域の整備計画に関すること、地域農業マスタープランに関すること、水田農業経営確立対策に関すること及びため 池整備長期計画に関することについては、新市移行後、速やかに調整する。

中山間地域等直接支払制度に関すること及び畜産環境保全に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

楠町農業振興ビジョン基本計画に関することについては、新市に引き継ぎ、 新市移行後は、宇部地域を併せた計画とし、随時調整する。

地産地消の推進に関すること及び有害鳥獣捕獲に関することについては、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

市町村森林整備計画に関すること及び森林施業計画に関することについては、 両市町の計画を統合して新市の計画と位置づける。

農地・農業用施設災害復旧事業に関することについては、新市移行後、新たな制度を創設する。

## (14) 建設関係事務に関すること

建設関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

高齢者向け優良賃貸住宅に関すること及びくすのきの保護と育成に関することについては、楠町の例により調整する。

住居表示に関すること及び市街地開発・市街地再開発に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

市(町)営住宅等の建設(借上型市営住宅含む。)及び管理に関することについては、新市移行後、速やかに調整する。

都市計画決定・変更に関すること、市町村都市計画マスタープラン策定事務に関すること及び地籍調査に関することについては、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

都市計画図の作成・管理に関すること(都市計画図販売)については、新たな 金額を設定する。

## (15) 下水道関係事務に関すること

下水道関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、

公共下水道事業基本計画に関すること、公共下水道事業の財政計画に関すること、公共下水道事業実施計画に関すること並びに農業集落排水事業計画及び 財政計画に関することについては、旧市町の計画を併合して、新市の計画と位 置づけ、随時調整する。

水洗便所改造資金貸付金に関することについては、楠町の例により調整する。 公共下水道事業受益者負担金の賦課・徴収に関すること及び吉部地区農業集 落排水の設置・使用条例等の整備に関することについては、新市移行後も当分 の間、現行どおりとし、随時調整する。

#### (16) 学校教育関係事務に関すること

学校教育関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 学校統合に伴うスクールバスの運行に関することについては、合併後も楠地 域において制度を引き継ぐ。 学校建設事業に関すること、学校施設耐震化事業に関すること、通学区域に 関すること及び幼稚園就園奨励費補助事業に関することについては、現行のま ま新市に引き継ぐ。

児童生徒健康診断業務に関すること及び学校給食の地産地消に関することについては、新市移行後、速やかに調整する。

遠距離通学費補助に関すること及び私立幼稚園の助成に関することについては、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。

## (17) 社会教育関係事務に関すること

社会教育関係事務については、基本的に宇部市の例により調整する。ただし、 総合型地域スポーツクラブ育成事業に関することについては、楠町の例により調整する。

国民体育大会に関すること、文化財指定に関すること、埋蔵文化財に関すること、国民文化祭に関すること並びに郷土資料の収集、保管及び展示に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

体育指導委員協議会に関すること、教育委員会主催大会に関すること、文化 振興に関すること、芸術祭に関すること及び図書館主催事業・各種講座に関す ることについては、新市移行後、速やかに調整する。

公民館等の運営管理業務に関すること、公民館主催事業に関すること、同和 地区集会所に関すること、スポーツ施設の設置管理に関すること並びに文化財 の整備、保護及び管理に関することについては、新市移行後も当分の間、現行 どおりとし、随時調整する。

学校体育施設開放事業に関することについては、合併後、速やかに新たな制度等を創設する。

自主文化事業に関すること、全国大会等出場助成金に関すること、現代日本 絵画展に関すること、現代日本彫刻展に関することについては、宇部市の例に より新市に引き継ぐ。

琴と書道のコンクールに関することについては、楠町の例により新市に引き継ぐ。

楠町図書館・資料館建設計画に関することについては、新市に引き継ぎ、宇部地域を含んだ事業展開を行う。

## (18) 水道関係事務に関すること

有帆川総合開発事業(西万倉ダム)から撤退し、宇部市の配水管を延長する ことにより、船木・万倉地区の安定給水及び未給水地域の解消を図る。

楠町簡易水道事業会計は新市に引き継ぎ、維持管理については水道事業者が 受託する。水道料金、加入金、手数料等は、上水道事業に準じて調整する。

上水道事業会計は合併時に統一し、積立金現在高は新市に引き継ぐ。

企業債残高は新市に引き継ぎ、負担金は宇部市の例により調整する。ただし、 楠町における一般会計からの補助金は合併時までに調整する。

#### 24 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによるものとする。

# 別紙

# 地域審議会を設置することに関する協議

(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1 項及び第2項の規定に基づき、区域を宇部市に編入する前の楠町(以下「設置区域」 という。)を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 審議会は、宇部市楠地域審議会と称する。

(所掌事項)

- 第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 設置区域に係る新市建設計画(以下「建設計画」という。)の変更及び執行状況 並びに市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、及び答申する こと。
  - (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、設置区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の区分に掲げるもののうちから、市長が任命する。
  - (1) 自治会の役員
    - (2) 農林業、商工業等の関係団体に属する者
    - (3) 社会教育、学校教育等の関係団体に属する者
    - (4) 青年、女性及び高齢者を構成員とする組織に属する者
    - (5) 社会福祉関係者
    - (6) 学識経験者
    - (7) 公募により選任された者
- 3 前項第7号の委員の人数は2人以内とする。

(任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該協議施行後、最初に委員となった者 の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職 務を代理する。

## (会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

## (設置期間)

第8条 審議会の設置期間は、平成16年11月1日から平成27年3月31日までとする。

#### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

#### (補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な 事項は、会長が審議会に諮って定める。

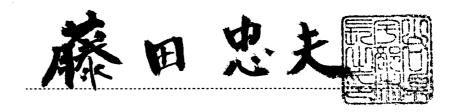
## 附 則

この協議は、平成16年11月1日から施行する。

宇部市及び厚狭郡楠町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく宇部市・楠町合併協議会において以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年3月26日





楠町長



合併協議会委員

# 移山君治

合併協議会委員

山本哲也

合併協議会委員

新城竟德

合併協議会委員

冲谷和夫

合併協議会委員

田中战机

合併協議会委員

下升件美

合併協議会委員

次東市即

合併協議会委員

山本清司

合併協議会委員

原田昭一

合併協議会委員

藤本

博

合併協議会委員

杨杨信子

合併協議会委員

玉准灰犯子

合併協議会委員

三野智弘

大原入登

合併協議会委員

合併協議会委員

长春杏姜

合併協議会委員

人可比斯

合併協議会委員

奈原伸旋

合併協議会委員

絕田飲一

合併協議会委員

藤野晚夫

合併協議会委員

如山水

合併協議会委員

山田松大